

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第8回）議事録

第1 日時 平成22年1月19日（火） 14時00分～14時15分

於、総務省8階第1特別会議室

第2 出席委員（敬称略）

東海 幹夫（部会長）、辻 正次（部会長代理）、斎藤 聖美、
酒井 善則、新町 敏行

（以上5名）

第3 出席臨時委員（敬称略）

根岸 哲

第4 出席した関係職員

(1) 総合通信基盤局

桜井 俊（総合通信基盤局長）、福岡 徹（電気通信事業部長）、
淵江 淳（事業政策課長）、井幡 晃三（事業政策課企画官）

(2) 事務局

白川 政憲（情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室長）

第5 議題

諮問事項

公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドラインの見直しについて

【諮問第1211号】

開 会

○東海部会長 定刻でございますので、ただいまから第8回情報通信審議会電気通信事業政策部会を開催させていただきたいと存じます。

本日は、委員及び臨時委員7名中6名がご出席でいらっしゃいますので、定足数を満たしております。

なお、会議は公開で行います。

議 題

諮問事項

公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドラインの見直しについて【諮問第1211号】

○東海部会長 それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。本日の議題は1件でございます。

諮問第1211号、公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドラインの見直しについて審議をさせていただきます。本件については、情報通信審議会議事規則第11条第8項の規定に基づきまして、資料8-1-1のとおり、当部会に付託されたものでございます。

それでは、総務省から説明をお願いしたいと思います。よろしくどうぞ。

○井幡事業政策課企画官 それでは、お手元の資料8-1-3、A4横長の資料でございますが、こちらに基づきましてご説明させていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、1ページでございますが、今回、一部改正を諮問させていただきました「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」、いわゆる電柱・管路ガイドラインでございますが、こちらの概要をまとめたものでございます。

1番、経緯と沿革でございますけれども、このガイドラインにつきましては、当時のIT戦略本部でまとめられました取り組み方針でございます「線路敷設の円滑化について」、この中で当時の郵政省に対して、関係省庁と調整の上ガイドラインを策定するこ

とということが盛り込まれておりまして、これに基づいて策定したものでございます。

このガイドラインにつきましては、超高速インターネット網を構成する光アクセス網の整備促進の観点から、電気通信事業法に規定する他人の土地等の使用权に関する協議の認可・裁定制度の運用基準を定めたものでございます。

この条文につきましては、資料の3ページをごらんいただけますでしょうか。3ページにございますように、電気通信事業法第128条1項、それから次の第129条1項におきまして、認定電気通信事業に関する、いわゆる公益事業特権でございますけれども、これについて、総務大臣の認可を受けて、土地等を使用する権利の設定に関する協議を求めることができる、さらに、そういった協議が調わない場合には、129条におきまして、総務大臣の裁定を申請することができるというふうにされております。こちらの法令を運用する際の運用基準という位置づけでまとめられたものでございます。

このガイドラインにつきましては、附則におきまして、毎年4月1日に検討を行い、その結果を踏まえて見直しを行うこととされておりました、これまで4次の改正を行ってきたところでございます。直近におきましては、平成19年に光引込線等の反復的な貸与手続について簡素化するという改正を行ったところでございます。

2番にございますように、このガイドラインの規定事項でございますが、まず、対象となる設備保有者、それから事業者、設備を定めた上で、設備提供4原則、それから貸与手続等を定めておるところでございます。

次に2ページでございます。今般、諮問させていただいております一部改正案の概要でございます。大きく2点ございます。1点目が、「鉄塔等」の追加です。対象設備に、携帯電話の基地局を設置する「鉄塔等」を追加し、それぞれの規定の適用関係を整理するというものでございます。

この改正の背景でございますが、まず一つは、昨年の10月に情報通信審議会でご答申いただきました「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」、この中でガイドラインの改正について提言されているということがございます。こちらにつきましては、この資料の4ページ、5ページにございますが、5ページをごらんいただけますでしょうか。5ページの赤線の部分でございます。移動通信事業は、本来的には原則として、みずから全国ネットワークを構築して事業展開を図ることが必要であるということでございますけれども、その次のパラグラフの赤字部分にございますように、鉄塔等を設置する物理的スペースは限られていると。また、景観条例等によって複

数の鉄塔建設が制限される場合がある中で、みずから鉄塔等を設置しようとしてもできない場合があるということでございます。

こういったことを踏まえて、次の3パラグラフの赤字部分でございますけれども、事業者間協議が円滑に行われず、鉄塔等が共用できない場合には利用者利益の阻害につながるということで、さらにその下のパラグラフの赤字にございますように、総務省においては、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」を改定し、鉄塔等の共用に関する申込手続や拒否事由等を定めることが適当であるということで、ご提言をいただいたところでございます。

さらに、2ページにお戻りいただきまして、このガイドラインにつきましては、毎年秋から冬にかけて、関係事業者に対しまして、どういった改正要望、どういった要望があるかということで調査を行っているところでございます。この中でも、後ほどご紹介させていただきましても、6ページ、7ページにございますが、今回の要望調査におきまして、鉄塔等の追加に関する要望が出されたということでございます。

こういった審議会の答申、それから関係事業者からの要望を踏まえて、今回諮問させていただきまして一部改正の概要でございますが、下の表の部分でございます。基本的には、従来、電柱・管路等といった形で列挙されておりました対象設備の中に、「鉄塔その他の空中線を設置することができる設備」というものを加えるものでございます。

従来の電柱・管路等との違いにつきましては、この赤字の部分でございますけれども、一つは、設備保有者につきましては、電気通信事業者のみを対象とするということでございます。この趣旨といたしましては、電気通信事業者以外にも鉄塔等を整備しておる事業者等はあるんですけれども、本来的には空中線の設置を目的としたものではないということで、今回の改正におきましては、電気通信事業者を対象とするというものでございます。

もう1点が、借り手でございます事業者でございますけれども、認定電気通信事業者を対象とするということでは同様でございますが、その貸与の目的に関しまして、「携帯電話の基地局の設置を目的とするものとする」ということにさせていただいております。この趣旨といたしましては、先ほどご紹介いたしました答申の中でも、携帯電話の基地局整備ということで目的が掲げられておりますので、そういった部分を明確化するというものでございます。これが1点目の改正事項でございます。

それから2点目の改正事項でございますが、同じく2ページ1の(2)でございます。

設置した伝送路設備が不要となった場合に事業者が当該設備を撤去することとする規定を追加するものでございます。これにつきましては、極めて当然の内容ではございますが、先ほどご紹介いたしました関係事業者の要望等の中で、こういったことが守られていない事例が散見されるということもございまして、今回、明確化したものでございます。

ちょっと飛んでいただきまして、6ページでございます。最後に、今回、鉄塔等の共用に関して行いました関係事業者の要望につきまして、ご紹介させていただきたいと思っております。

まず、上の2つでございますけれども、これらのご意見は、今回、ガイドラインの改正に当たっては、今まで民・民間の合意ベースで行われている貸与について、これらの実態を考慮すべき、あるいは、ガイドライン改正後においても、従来行われている貸与については、そのままの枠組みを維持することができるべきというご意見でございます。この点については、ガイドラインというものにつきましては、そもそも標準的な取り扱い方法をまとめたものでございますので、この考え方に変更を加えるものではないというふうに整理させていただきたいと思っております。

それから、その下でございますけれども、貸与拒否事由といたしまして、電波干渉が想定される場合、あるいは近隣住民等の理解が得られない場合といったものを明確化すべきというご意見でございますが、この点につきましては、従来よりあります規定の中で対応することが可能であるということでございます。

それから6ページの一番下でございますけれども、貸与期間について、ガイドラインの中では原則5年ということになっておりますが、鉄塔については20年で償却しているので、そういったものについてルール化が必要であるということでございます。これも、このガイドラインはあくまでも標準的な取り扱いでございますので、これより長い期間について当事者間で合意した上でまとめることを妨げるものではないということでございます。

次に7ページでございます。7ページの一番上でございますが、事業者は、鉄塔共用に関する近隣住民等への必要な対応等を適切に行うことが必要というご意見でございます。これにつきましても、既に現行のガイドラインの中で明記されているというものでございます。

それからその次が、使用者側で鉄塔の有無を確認できることから、照会スキームは不

要であるというご意見でございますが、使用可能かどうかにつきましては必ずしも明確ではないということで、従来の電柱等と同様、このスキームは必要であるということで考えております。

それからその次に、今度は借り手である事業者からのご意見でございますけれども、対象となる鉄塔につきまして、電気通信事業者だけではなくて、自治体あるいは政府機関が所有している鉄塔への拡大についても検討すべきというご意見でございます。これは先ほども言及させていただきましたけれども、電気通信事業者以外の鉄塔につきましては、そもそもの目的といたしまして、携帯電話の空中線、アンテナ基地局を設置するものではございませんので、今回は対象からは除いておるということでございます。

それから最後の2件でございますけれども、これはルールを明確化すべきということで、今般、ガイドライン改正を行うことでその明確化が図られるということでございます。

最後に8ページ、今後の予定でございますけれども、本日、この一部改正案について諮問させていただき、この後、関係者からの意見招請、その結果を踏まえまして3月にご審議をいただいた上で、答申いただけるようであれば4月に改正ガイドラインの告示を行いたいということで考えております。

その他資料といたしましては、新旧対照、それから現在のガイドライン等をつけさせていただきますが、詳細については説明を省略させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○東海部会長　ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、どうぞご自由にご質問、ご意見をちょうだいしたいと思います。よろしく願いいたします。

齋藤委員、どうぞ。

○齋藤委員　（2）その他の、「当該設備を撤去すること」という規定のところでお教えいただきたいのですが、民間の契約書などですと、こういうときは必ず「事業者が事業者の費用において」というようなことをつけ加えるのですが、そういうものは必要ないのでしょうか。

○井幡事業政策課企画官　設備を、借り手である事業者が撤去することにつきましては、実は契約解除等、期間満了の前にこういった契約が打ち切られるような場合につきましては、既にガイドラインの中でも規定されておるところでございます。

今回追加させていただきますのは、そういった場合ではなく、いわゆる期間満了の場

合、こちらについて、当然のことながら借り手である事業者が撤去すべきなんですけれども、実態といたしまして、必ずしも守られていないケースが多々あるということで、そこを明確化させていきたいというものでございます。

ご指摘ございました、借り手である事業者の負担でということにつきましても、現行のガイドラインの中におきましてその旨明記しておりますので、その部分については担保されているというふうに考えております。

○斎藤委員　ありがとうございます。

○東海部会長　どうぞ。

○辻部会長代理　電柱につきましては、今のご説明で特段の意見はないのですが、「その他の意見・要望」というのがこの資料についていますね。私は光ファイバの設備の競争とか、設備設置の進展に興味がありいろいろ事業者にヒアリングに行きます。やはり電柱・管路・とう道については一応ガイドラインがありますが、それぞれ競争事業者の申請に対しては上手にガイドラインの中で定められている理由で拒否をされるようで、改善の要望を聞きます。

今後ネットワークが進展するには、ネットワークのオープン化が大きな柱になっております。ここの「その他意見・要望」の中で、今の鉄塔以外に何か改善していく、あるいは設備競争が進展するようなものはありませんか。資料が大部で今拝見しただけでは全部は眺められません。何か印象とかは。改正あるいは検討が要るとかというような点はありませんか。

○東海部会長　いかがでしょうか。

○井幡事業政策課企画官　毎年要望を調査させていただきますと多数ご要望をいただくんですけども、やはりまず当事者間同士でご調整いただければ解決できるようなものが大半を占めておりますので、特に今回、私どものほうにいただきました中では、そういったものは見つからなかったというのが現状でございます。

○東海部会長　しかし、ガイドラインというのは本来、公正競争をスムーズに遂行するためにつくっているものでございますので、今ご指摘のあったような、逆に拒否の理由としてガイドラインの文言が使われるということは、当然の拒否というのはあってしかるべきだと思いますけれども、それらがもし仮に、具体的な事例として要望事項の中で多く出てくるというような事態があったときには、やはり改正の方向を少し検討しなければならないと、こんな理解でよろしいでしょうか。

○井幡事業政策課企画官 はい、よろしくお願いします。

○東海部会長 よろしゅうございましょうか。

○辻部会長代理 結構です。

○東海部会長 ほかにいかがでございましょうか。

よろしゅうございましょうか。それでは本件につきましては、諮問された案を、本日この後、部会長会見がございしますので、そこで報道発表させていただきます。と同時に、またインターネット等で公告をいたしまして、広く意見の募集を行うということとさせていただきますと思いますが、よろしゅうございましょうか。

よろしければ、その旨決定をすることといたします。

閉 会

○東海部会長 以上で本日の審議は終了でございますけれども、委員の皆様、あるいは事務局から何かございますでしょうか。

事務局、どうぞ。

○白川管理室長 事務局からでございます。この後14時20分めで、この場所におきまして、情報通信行政・郵政行政審議会の電気通信事業部会が開催されます。所属委員の皆様におかれましては、お時間までにご着席をお願いいたします。

○東海部会長 ありがとうございます。

それでは、以上で本日の会議を終了させていただきます。

次回の会議日程等につきましては、別途決まり次第、事務局からご連絡をさせていただきます。

以上で閉会いたします。ありがとうございました。